

大大阪港第 1791 号
令和 5 年 12 月 22 日

大阪 I R 株式会社
代表取締役
エドワード・パウワーズ 様
代表取締役
高橋 豊典 様

大阪港湾局長
丸山 順也

簡易工作物等設置について（承認）

令和 5 年 12 月 12 日付けで願い出のありました標題につきましては、次の条件を付して承認します。

なお、承認条件を御了解のうえは「請書」を提出してください。

記

- 1 設 置 場 所 大阪市此花区夢洲中 1 丁目 3 番 5 の一部、1 丁目 1 番 17 の一部
- 2 賃貸地面積 ブロック A : 33,708.75 m²、ブロック E : 52,070.39 m²
 ブロック I : 24,965.52 m²
- 3 設 置 物 件
 - (1) 乾式スパッツ
 - (2) 濁水処理設備
 - (3) 仮設道路敷鉄板
- 4 設 置 条 件
 - (1) 本件工作物の設置にあたっては、付近及び地域住民に公害又は危険を及ぼさないよう留意すること
 - (2) 本件工作物を設置するにあたり、本市又は第三者に損害を与えたとき、その他事故等が発生したときは、貴社の責任において一切の処理及び損害賠償をすること
 - (3) 使用貸借契約の期間満了となる日までに設置物件を無償無条件で撤去すること
 - (4) 使用貸借契約期間中であっても、本市が公用又は公共の用に供するため、本件賃貸地を必要とするときは、本市の指定する期日までに、設置物件を無償無条件で撤去すること
 - (5) 本件工作物の形状を変更する場合は、本市の承認を得ること